



再生クラッシャーランの使用に関する積算等について（通知）

技術基準の種類:積算

通知日:平成11年2月16日

管 第 771 号

平成11年2月16日

部 内 各 課（室） 長

各 土 木 事 務 所 長

鳥 取 港 湾 事 務 所 長

姫路鳥取線用地事務所長

様

土 木 部 長

再生クラッシャーランの使用に関する積算等について（通知）

このことについて、再生クラッシャーランの使用を推進するため、当分の間、下記のとおり運用することとしたので、平成11年4月1日以降新規に契約する工事から適用してください。

また、既に契約済みの工事についても、設計変更が可能な場合はできる限り適用してください。

記

1 再生クラッシャーランの使用の方針

公共建設工事における再生資材の使用については、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化を図った量と同程度の再生資材の使用に努めることとし、再生クラッシャーランについては、経済性に関わらず、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は以下のとおりとする。

- (1) 主にコンクリート塊を再資源化した再生クラッシャーラン（以下「RCc」という。）は、原則として小構造物の基礎材、裏込め材、仮設道路の路盤材に使用する。
- (2) 主にアスファルト・コンクリート塊を再資源化した再生クラッシャーラン（以下「RCA」という。）は、原則として下層路盤材に使用する。
- (3) (1)又は(2)において、再生材が必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、それぞれRCA又はRCcを使用する。
- (4) RCA及びRCcが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

2 積算上の扱い

- (1) 積算に使用する再生材の単価は土木工事実施設計単価表によるものとし、記載されていない再生材の単価は見積りに基づき決定する。
- (2) 工事施工の歩掛等については、新材と同等の扱いとする。
- (3) 工事発注後、請負者からの申し出により、再生材が必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、その状況を確認した上で設計変更を行う。

3 その他

- (1) 設計図書にRCA及びRCcを使用する旨を条件明示する。
- (2) 明示された条件に変更が生じた場合は設計変更により適切に対応する。